

大阪府障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業補助金にかかる  
国庫協議者選定基準

大阪府障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業補助金については、次の基準に従って、申込のあった事業所から、国庫協議を行う事業所を選定する。

選定にあたっては、各事業所から申込のあった生産設備の導入計画について、工賃向上の効果があり、他の事業所の参考となるような計画を優先する。事業実施後においても導入成果を、広く周知することにより、府内の障害福祉サービス事業所等の生産設備の導入を通じた工賃向上を図ることを基本方針とする。

**【選定基準】**

- ① 「生産設備を導入することによる効果」及び「生産設備導入前後の効果」  
(効果が高い計画及び「[第5次大阪府障がい者計画](#)」の目標達成に資する計画を優先する)
- ② 「生産設備を導入する目的」、「事業所が抱える課題」及び「生産設備を導入する具体的な内容（概要）」の内容  
(他事業所の参考となるような計画を優先する。)
- ③ 導入する生産設備等の内容
- ④ 事業所の工賃実績、利用者数、[WAMNET](#)等に公表されている事業所情報等  
(これまでも工賃向上に向けた取り組みを着実にっており、生産設備導入後、長期的に活用が見込まれる事業所を優先する)

事業計画書及びその他資料に記載内容について、上記①～④を踏まえ総合的に勘案し、本補助金の交付の目的が達成できる事業所を選定する。